

日本労働年鑑 第28集 1956年版  
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第七章 全開連総会と全日本開拓者大会

第二節 全日本開拓者大会

九月三〇日全開連主催の災害危機突破・政策転換要求全国開拓者大会が東京教育会館で開催された。議長団に凌、水口、山下三氏を選出後、飯島委員長より挨拶があり、全農平野力三氏、農民組合総同盟日野義男氏、中央農業会議中村吉次郎氏、日農統一派佐藤佐藤治氏、日農主体性派八百板正氏外多数の来賓祝辞がのべられた。

大会は「開拓基本政策確立に関する件」、「災害危機突破に関する件」その他を審議したが、緊急動議として(静岡県提出)「人為災害に対する対策確立の件」を上程、

毎年のように季節台風が来るが、それに乗って放射能の雨が降る静岡県では世界最初の犠牲者が出た。折角の家畜を導入しても放射能の水をくればは死んでしまう。人間がのんだばあも甚大な被害をうけるとされているが原水爆使用禁止のみが防止の方法である。この大会で禁止運動の提案をしたい。

と提案理由を説明、全員異議なく可決された。また接收問題に関する件については、長野代表より説明があり、

全国六百三十余カ所、一三万町歩の開拓財産が演習地になっている。我々同志の築いた開拓地が一夜にして自衛隊に取られるということはどうしても防がねばならぬ。防衛庁の三〇年度予算は二〇〇億増になっているのに、開拓の要求は簡単にいかぬ。現地折衝は許さず、接收解除地は開拓財産として開拓者に売り渡せと提案する。

とのべ、代議員は平川農地局長の意見を求めて騒然となり、結局接收絶対反対を決定した。同大会にて可決された開拓基本政策確立方針は次の通り。

(開拓基本政策確立に関する方針)

日本の自立経済確立の基礎として食糧を増産し、その自給度の向上を期すべきことは論を俟たない。

而して食糧の増産にあたっては総合食糧の増産対策が確立されなければならないことは、多年にわたって、われわれ開拓者が主張し、国の開拓政策もこの見地から再検討さるべきことを要望して来たところである。

即ち我国の食糧問題の解決については、米麦をはなれては考えられないが、同時に、米麦偏重を脱却して、畑地農業、草地農業を拡大強化して畜産食品等の積極的増産施策を講ぜざる限り真の解決策はあり得ないことは既に自明の理である。そしてこの事は単に食糧問題解決の手段であるばかりでなく、我国における農業経営が穀しゆくに偏重し、単純零細な規模を脱し得なかつた日本農業の宿命的欠陥とされて来たものを打破し、適正な形態に匡正して真に安定した農家経済の確立を図るとともに、合理的食生活

改善の実現にも寄与するものである。このような意味で開拓事業は国の総合食糧の増産対策として且又農業改革の方途としてもその重要性和緊急度は益々高まりつつあるが、更に重要な問題は農村二、三男対策である。現下我国における農村二、三男問題は次第に深刻の度を加え、祖国再建上憂慮すべき事態を招来しつつありこれが対策については緊急且つ強力な措置を要するところである。而して農村二、三男問題の眠目である二、三男の自立安定のための施策として開拓事業のもつ意義と性格は改めて、その重要性が認識されなければならない。

しかるに従来の開拓政策は開拓事業の意義と効果を単に米麦の増産のみにおいた結果、その施策も貧困を極め、徒らに開拓者に過度の犠牲を強いるのみで、その成果を十分に挙げ得なかつたばかりでなく、農村二、三男の自立安定の場として、青年の夢をつなぐに足りなかつた憾みがある。

しかしながら現在、尚、数百万町歩以上に上る未墾の山野が全国至るところに残されており、その施策のよろしきをさえ得るならば総合食糧増産のための農業適地であり、更に農村二、三男をしてその理想を達成させ豊かで快適な農民生活を実現させ得るところでもある。このことは全国開拓者が多年にわたり、その血と汗によって体験し実証しつつあるばかりでなく、この度、来朝した世界銀行調査団によって指摘された通り国際的批判の対象とさえなりつつある。

以上の見地からこの際左の如き新施策が急速に講ぜられ、国内開拓事業の刷新強化が図られるよう、茲にわれわれの従来の主張を繰返し表明するとともに配慮方を要望するものである。

〔記〕

- 一、従来の殻しゆく中心より有畜草地農業の振興を中心とする開拓政策を確立すること。
- 二、未墾地の解放を合理的且つ徹底的に推進するため必要な法的(農地法の改正等)並びに財政的措置を講ずること。
- 三、毎年農村二、三男を二万戸以上入植せしむる財政的措置を講ずること。
- 四、従来の開拓事業実施方式を改め、次のような段階と方式により事業を行うこと。
  - (1)周到なる基礎調査に基く総合的未開墾地利用計画により未墾地の取得並に地区計画を策定すること。
  - (2)開拓地の開墾、土壌改良、建設工事、住宅等の基本工事並に施設は、国家事業として入植前に急速に実施すること。これがために機械力と農村建設隊を活用すること。
  - (3)入植者の訓練を行うこと、これが実施は農村建設隊を活用すること。
  - (4)家畜の導入、其の他営農資金等の確保及びこれが効果的運用策を講ずること。
- 五、以上の実施を円滑容易ならしむるため行政機構の調整並びに整備を図ること。
  - (1)農地、畜産、改良、林野行政に関連する諸問題を円滑に処理するため省内に連絡機構を設けること。
  - (2)更に事業を積極的に推進するため省内に關係官民代表を網らする総合開発審議会(仮称)を設置すること。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

